

小樽市生きる支援関連施策（令和7年版）

資料2

番号	担当課	事業名等	自殺対策の視点を踏まえた事業内容	ネット ワークの 強化	人 材の 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒	高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	無 職 者 ・ 失 業 者	女 性
1	生活環境部生活安全課	安全で安心なまちをつくる業務	①「小樽市安全で安心なまちをつくる条例」に基づく、市民、事業者及び町会その他の団体による犯罪、交通事故及び健康被害の防止のための自主的な活動、市及び市民等によるこれらの防止に配慮した生活環境の整備、その他これらの防止のために必要な取組をする。 ②「小樽市防犯協会連合会」の事務局は小樽警察署にあるが、連携を強化し広報・啓発を行う。 ③「小樽市暴力追放運動推進協議会」の事務局を置くことから、暴力団排除運動と広報・啓発を行う。 地域のネットワークの構築につながり、相談窓口に関する情報提供の機会となり得る。	○									
2	生活環境部男女共同参画課	女性相談関係事業	①女性相談の実施と関係機関との連携 ②DV相談カードの設置や情報誌・市ホームページ等による相談窓口の周知 ③研修による職員の育成 ④被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化 ⑤被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化 ⑥暴力防止に関する研修会の開催 ⑦市ホームページに「DV防止と被害者支援について」の掲載 ⑧市内高校にデートDVについてのリーフレットの発行 これらを通して、DV被害者の相談の拡充を図るとともに、相談対応の中で必要に応じて適切な機関につなげることが可能。	○	○	○							○
3	生活環境部地域住民組織担当	コミュニティリーダー研修	町内会役員の高齢化や加入率の低下等多くの課題を抱えている現状の中で、これらの問題解決の一助として、町内会長や役員を対象に研修会を開催する。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○	○	○							
4	生活環境部地域住民組織担当	地区連合町会長と市長と語るつどい	20地区連合町会長と市との会議を開催し、地域から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○		○							
5	生活環境部地域住民組織担当	町会長と市との定例連絡会議	146町会長と市との会議を開催し、町内会から市に対する提言や意見交換を行う。自殺対策についての取組や相談機関の周知を図る機会となり得る。	○		○							

90	保健所健康増進課	精神保健福祉相談事業（こころの健康相談）	市民からの相談に応じ、精神的健康の向上、精神疾患の早期発見、精神科医療への導入などを行う。						○									
91	建設部建築住宅課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。対象者の抱える問題の早期発見と対応の機会になり得る。						○									
92	建設部建設事業室公園緑地課	公園巡視	公園の遊具等の定期点検のほか、パトロール車による巡視を随時実施し、公園環境の整備を行う。						○									
93	教育部学校教育支援室（指導担当）	就学事務	新入学や転校・指定校変更にかかる事務。子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。						○									
94	病院局小樽市立病院	病院運営	自殺のリスクの高い疾患を有する患者等に適切な医療、ケアを提供する。						○	○	○							○
95	消防本部	火災予防	安全で安心な生活が送れるよう、住宅用火災報知機の設置の普及に努める。						○									
96	生活環境部生活安全課	人権相談業務	“人権の花運動”について法務局と連携し実施し、人権擁護委員協議会が行う各種活動や「人権相談」の周知を行う。							○		○	○					○
97	生活環境部青少年課	街頭補導業務	青少年の非行防止や健全育成のため、青少年センターが行う街頭補導業務。問題を抱えている青少年を早期に発見して支援につなげる機会となり得る。							○								
98	福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G	居宅訪問型児童発達支援	重症の障がいがあり、外出することが困難な障がい児に対し、訪問することで発達支援の機会を確保する。訪問の中で必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。							○								
99	福祉保険部福祉総合相談室障害福祉G	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、生活能力向上のために訓練を行う。その中で必要に応じて適切な相談機関につなげることが可能。							○								
100	こども未来部こども家庭課	家庭児童相談員設置	児童の性格、生活習慣、学校生活、不登校、非行等について児童や家族から相談を受ける。対象家庭が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。							○								
101	教育部学校教育支援室（指導担当）	スクールカウンセラーの配置	児童生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングを行う。必要に応じて適切な相談機関につなげる。							○								
102	教育部学校教育支援室（指導担当）	教育支援センター	教育支援コーディネーターが、学校と連携しながら家庭訪問等を通じて教育相談や学習支援を行う。その中で子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。							○								
103	教育部学校教育支援室（指導担当）	小樽市教育支援委員会による教育相談	心身に障がいがあると思われる小中学生及び就学予定児童の適切な教育支援を行う。その中で子どもや家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる機会となり得る。							○								
104	生活環境部生活安全課	各種相談業務	法律に関するあらゆる問題に弁護士が応じる「法律相談」、悩み・心配事の相談に調停経験者が応じる「身の上相談」、官公庁に関する意見・要望に行政相談員が応じる「くらしの行政相談」などを実施。									○	○					○
105	福祉保険部福祉総合相談室地域包括ケアG	在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業費	寝たきりで理美容を受けるのが困難な高齢者及び身体障がい者宅へ理美容師が訪問し、理美容サービスを行う。その中で高齢者とその家族が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげることが可能。								○							

